

入札説明書

中部地方整備局北勢国道事務所の「平成２２年度北勢国道路線測量」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．手続開始の公示日 平成22年7月15日

２．契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局北勢国道事務所長 水谷 和彦

四日市市南富田町４－６

３．業務概要

（１）業 務 名 平成２２年度北勢国道路線測量（電子入札対象案件）

（２）業務内容

本業務は、北勢国道事務所管内における道路構造物の設計に必要な基礎資料を得るためのものである。

（３）業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・基準点測量 １式
- ・地形測量 １式 ・・・・※
- ・路線測量 １式
- ・打合せ協議 １式

※平成２２年度における設計業務等標準積算基準書の改正により、標準歩掛が設定されたため、これを適用する。改正内容の詳細については、国土交通省HP（<http://www.mlit.go.jp/>「技術調査」－「積算基準・工事成績等」－「設計・積算基準関係」－「設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）について」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること（「第８節 現地測量」参照）。

（４）履行期限 平成23年3月30日

（５）資料等の提出方法

本業務は、参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所 経理課

〒510-8013 四日市市南富田町4-6

TEL 059-363-5512 FAX 059-363-5549

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。

（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるも

のとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

三重県内に本社本店を有する者でなければならない。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：TECRIS業務分野のうち、以下に相当する業務とする。

・測量－公共測量－応用測量－路線測量

(4) 配置予定現場代理人の資格に関する要件

配置予定現場代理人については、以下に掲げる資格を有すること。

・測量士の資格

(5) 配置予定現場代理人の業務実績に関する要件

予定現場代理人は、同種業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

同種業務：TECRIS業務分野のうち、以下に相当する業務とする。

・測量－公共測量－応用測量－路線測量

(6) 配置予定現場代理人の手持ち業務に関する要件

1) 平成22年7月15日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年7月15日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは現場代理人、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置現場代理人の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置現場代理人を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置現場代理人と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置現場代理人と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評価要領に基づく業務成績の平均点が当該配置現場代理人と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評価要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定現場代理人の手持ち業務量の制限を超えない者

3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定現場代理人とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定現場代理人の経歴等」及び「予定現場代理人の同種業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定現場代理人と同等の同種業務実績を有する者
- ② 配置予定現場代理人と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評価要領に基づく業務成績が75点以上の業務における現場代理人としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評価要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定現場代理人の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

5. 担当部局

1) 契約手続きに関する事項

〒510-8013 四日市市南富田町4-6

国土交通省 中部地方整備局 北勢国道事務所 経理課

電話 059-363-5512 FAX 059-363-5549

メールアドレス：keihokus@cbr.mlit.go.jp

2) 参加表明書等の提出に関する事項

〒510-8013 四日市市南富田町4-6

国土交通省 中部地方整備局 北勢国道事務所 調査設計課

電 話 059-363-5517 F A X 059-363-5523

メールアドレス：hokuchou@cbr.mlit.go.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより参加表明書を提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下、「郵送等」という。）」により提出すること。電送又は電子メールは受け付けない。

・提出期間：別表②のとおり。

・提出先：5. 2) と同じ。

・提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、持参又は郵便等により提出すること。郵送等で提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に以下のファイル形式で作成したファイルを記録したものを添付するとともに、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

①郵送等する旨の表示

②郵送等する書類の目録

③郵送等する書類のページ数

④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎 2007 以下

・Microsoft Word2002 以下

・Microsoft Excel2002 以下

・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下

画像ファイル JPEG及びGIF形式

圧縮ファイル LZH形式のみ

※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

・留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

※注1「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2

項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(2) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書（ＣＤ－ＲＯＭ等の電子媒体含む）は、返却しない。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先・・・５．２）と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

- (1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7. (2) 「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに予定現場代理人の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は別表①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点			評価 ウェイト
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成12年度以降の同種業務の実績	下記の項目で評価する。 ①同種業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。	3
		平成17年度以降の業務成績	過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上 ②中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満 ③以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満 ・過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種業務の実績が有る場合	7

		④以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・過去4年間に於いて、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務の受注実績及び他機関における同種業務の受注実績が無い場合	
	企業信頼度 (優良業務表彰)	平成17年度～平成21年度における企業の優良業務表彰受賞の有無について、以下の順位で評価する。 なお、優良業務表彰の受賞実績は国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ①中部地方整備局（事務所含む）からの優良業務表彰の受賞実績が3回以上有り ②中部地方整備局（事務所含む）からの優良業務表彰の受賞実績が2回有り ③中部地方整備局（事務所含む）からの優良業務表彰の受賞実績が1回有り ④他地整または公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績等有り ⑤優良表彰の受賞実績なし	5
	企業信頼度(指名停止等)	参加表明書提出日において以下の期間内に処分を受けている場合、評価点を減じる。 ①該当なし ②以下のいずれかに該当する。 ア) 営業停止又は指名停止期間満了後6ヶ月 イ) 文書注意措置後2ヶ月 ウ) 口頭注意措置後1ヶ月	－ 5
基本事項 (技術者)	技術者資格	下記の資格を有すること。 ・測量士 なお、上記以外の場合は選定しない。	5
	業務実績	平成12年度以降の同種業務の実績 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。	3
	平成17年度以降の業務成績	過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上 ②中部地方整備局発注業務における平均点が70	7

		点以上 75 点未満 ③以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 70 点未満 ・過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において測量に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種業務の実績が有る場合 ④以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 ・過去 4 年間に、中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において測量に該当する業務の受注実績及び他機関における同種業務の受注実績が無い場合	
地域精 通 度	過 去 10 年 間 (H12～H21年 度) の当該事 務所周辺での 同種業務実績 の有無	下記の順位で評価する。 ①北勢国道事務所管内における同種業務実績あり ②上記の業務実績無し ※北勢国道事務所管内とは、いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町をいう	5
技術者信 頼 度 (優良技術 者表彰)		平成 17 年度～平成 21 年度における技術者の優良表彰受賞の有無について以下の順位で評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ①中部地方整備局（事務所含む）からの優良技術者表彰の受賞実績 ②他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績 ③優良表彰の受賞実績がない	5
業務実施 体制	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	

8. 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下、「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面に

より行う。

(4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

①受付場所：5. 1) と同じ。

②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

9. 入札説明書に対する質問

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：5. 2) と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：北勢国道事務所 1F 掲示板

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙によりの契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

11. 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効等

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて4. に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

また、指名通知を受け、入札した場合においても、図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む）の交付を受けていない場合には、入札を無効とする。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件

が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする
ことがある。

- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）及び（２）については、予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

（１）配置予定現場代理人の制限

配置予定現場代理人の制限について、次の１）及び２）を実施するものとする。なお、
１）により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

１）本業務の配置予定現場代理人としての要件を満足し、過去４年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上の業務における現場代理人としての経験を有し、過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が７５点以上である技術者を、配置予定現場代理人とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置現場代理人と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定現場代理人の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

２）本業務の履行期間中は配置現場代理人の手持ち業務量が契約金額で２億円、件数で５件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置現場代理人を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置現場代理人と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置現場代理人と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置現場代理人と同等以上の平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定現場代理人の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成２１・２２年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた

代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。

また、損害補填の期間は、本業務完了から5ヶ年間とする。

なお、提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに現場代理人と(1) 1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

17. 契約書作成の可否等

測量調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

18. 支払条件 前金払 有 部分払 無

19. 火災保険付保の可否 否

20. 関連情報を入手するための照会窓口 5. 1)と同じ

21. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添(様式-1~7、A4判)に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の業務拠点	・参加表明者の三重県内の本社本店の所在地を記載する。 ・発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際等の連絡先を記載する。 ・記載様式は様式-2とする。
参加表明書の提出者の同種業務の実績	・参加表明者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、1件とする。 ・記載様式は様式-3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。 ・また、参加表明者が過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務の受注実績が無い場合は、過去4年間に他機関から受注した同種業務の実績を様式-3-2に記載する。 ・なお、過去4年間に他機関から受注した同種業務の実績が様式-4と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式-3と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。 ・記載する業務の件数は、1件とする。

	・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚以内に記載する。
配置予定現場代理人の経歴等	・配置予定現場代理人について、資格、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は本業務の公示日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 手持ち業務とは現場代理人、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が 5 0 0 万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定現場代理人として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・過去10年間（H12～H21年度）の当該事務所周辺で同種業務の実績がある場合は 1 件記載する（記載対象は同種業務のみであることに注意）。 なお、業務実績は、発注機関を問わない。 ・記載様式は様式－4 とする。
配置予定現場代理人の同種業務の実績	・配置予定現場代理人が過去に従事した同種業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、1 件とする。 ・記載様式は様式－5 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A 4 判 1 枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」を A 4 判 1 ～ 3 枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においても A 4 判 1 枚程度の概要を添付すること。 ・また、配置予定現場代理人が過去 4 年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において測量に該当する業務の受注実績がない場合は、過去 4 年間に他機関から受注した同種業務の実績を様式－5－2 に記載する。 ・なお、過去 4 年間に他機関から受注した同種業務の実績が様式－5 と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－5 と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載する必要はない。 ・記載する業務の件数は、1 件とする。 ・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚以内に記載する。
参加表明者及び配置予定現場代理人に係る優良表彰の有無	・参加表明者及び配置予定現場代理人が平成 1 7 年度～平成 2 1 年度に国土交通省機関からの優良業務表彰又は優良技術者表彰を受賞した場合、また、その他の公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績がある場合は様式－6 に記載する。 ・なお、参加表明者の優良業務表彰に関しては、当該期間内において中部地方整備局（事務所含む）から複数件の受賞実績がある場合は最大 3 件まで記載できるものとし、配置予定現場代理人に関する優良技術者表彰の受賞実績及び、その他の機関等からの受賞実績（参加表明者、配置予定現場代理人とも）の場合は記載は 1 件とする（各表彰の写しを提出のこと）。
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を

- | |
|---|
| 記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
・記載様式は様式－７とする。
・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載すること。 |
|---|

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定現場代理人の資格証明書の写し

参加表明書の提出者が過去に受注した同種業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定現場代理人が過去に従事した同種業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定現場代理人が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定現場代理人が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定現場代理人がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

ただし、参加表明書の提出者及び配置予定現場代理人の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がある。

また、配置予定現場代理人が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

22. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、参加表明書に記載した予定現場代理人を当該業務に現場代理人として配置すること。
- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫している等緊急を要する場合は、5. 1) へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

別表

①	指名通知の日	平成２２年７月２８日
②	参加表明書の提出期間	平成２２年７月１６日から 平成２２年７月２２日までの１０時から１６時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての 質問の受付期間	平成２２年７月１６日から 平成２２年７月２９日までの１０時から１６時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成２２年８月 ３日１０時００分から 平成２２年８月 ４日１６時００分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成２２年８月 ５日１０時００分 北勢国道事務所入札室

(別添)

(様式－１)

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
北勢国道事務所長 殿

住 所

会社名

代表者氏名 印

平成22年7月15日付けで手続開始の公示のありました平成22年度北勢国道路線測量に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式－１から様式－７まで及び契約書の写しを提出してください。
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)の切手をはった長3号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。また、印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

(様式－２)

参加表明者

① 本社本店の名称、所在地	
名 称	所 在 地

発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際等の連絡先

会社名	
部署	
連絡者	
メールアドレス	
TEL	
FAX	

参加表明者の同種業務の実績

業務の分類	同種業務
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A４判１枚に記載する。

参加表明者の同種業務の実績

(中部地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

業務の分類	同種業務
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務を記載すること。

なお、他機関における過去４年間の同種業務の受注実績が様式－３と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－３と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

(様式－４)

配置予定現場代理人の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日			才
③所属・役職					
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)					
⑤手持ち業務の状況（平成22年7月15日現在）、契約金額500万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）					
業務名（TECRIS登録番号）	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	
⑥当該事務所周辺での同種業務実績（平成12年度以降）					
業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	業務の概要	受注会社名
				※同種業務と説明できる 業務概要を簡潔に記載	

配置予定現場代理人の同種業務の実績

業務の分類	同種業務
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

配置予定現場代理人の同種業務の実績

(中部地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

業務の分類	同種業務
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務を記載すること。

なお、他機関における過去４年間の同種業務の受注実績が様式－５と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－５と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

優良業務表彰、優良技術者表彰に係る受賞実績

●平成17年度～平成21年度の企業（参加表明者）の優良業務表彰に係る受賞実績

（該当する番号に○を記載）

1. 有り 2. 無し

有りの場合、以下を記載する。

表彰年度	業務名	発注者	表彰者
○年度	○○年度△△詳細設計業務	△△事務所	局長又は事務所長

※記載する受賞件数は原則1件とするが、中部地方整備局（事務所含む）からの優良業務表彰の受賞実績が複数件ある場合は最大3件まで記載できる

※記載する優良業務表彰受賞実績については、その写しを提出すること

●平成17年度～平成21年度の技術者の優良表彰等に係る受賞実績（該当する番号に○を記載）

1. 有り 2. 無し

有りの場合、以下を記載する。

表彰年度	業務名	発注者	表彰者	非表彰者の当該業務における職務
○年度	○○年度△△詳細設計業務	△△事務所	局長又は事務所長等	現場代理人、担当技術者等

※記載する受賞件数は原則1件とする

※記載する優良技術者表彰等の受賞実績については、その写しを提出すること

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：業務の分担について記載するものとする。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。